

令和5年第3回定例委員会会議録

1. 開催日時 令和5年6月1日（木） 午前10時00分から
午前11時10分まで
2. 出席委員 関文夫、小田克彦、矢野きく子、大橋康男
3. 出席職員 玉江幸裕、坂巻隆征
4. 会議次第

○ 関委員長

ただいまから令和5年第3回定例委員会を開会する。

本日の議案は6件と協議及び報告事項となっている。議案第25号「選挙人名簿登録者数（定時登録）について」から議案第27号「直接請求に必要な有権者数について」の3議案は、関連するので一括議題とする。

事務局より説明を求める。

○ 事務局

議案第25号 選挙人名簿登録者数（定時登録）について

（説明） 国立市の令和5年6月1日定時登録基準日における選挙人名簿登録者数は、男性30,905名、女性33,483名、合計64,388名となっています。

前回、3月1日の定時登録における選挙人名簿登録者数は、男性30,931名、女性33,538名、合計64,653名でした。また、4月の選挙時登録で男性205名、女性202名の計407名を登録しています。よって、3月1日からの登録者数は、男性26名、女性55名、合計81名の減となっています。

3月1日以降の登録者数は917名で、その内新有権者（平成17年3月3日から平成17年6月2日生）の登録者数は、男性82名、女性58名、合計140名となっています。

議案第26号 選挙人名簿の抹消について

（説明） 公職選挙法第28条の規定による抹消者は別紙のとおり370名となっています。4月の国立市議会議員選挙時には628名の抹消を行っているため、今回の抹消は369名となっています。

議案第27号 直接請求に必要な有権者数について

（説明） 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数は1,288名、市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は10,732名、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は21,463名、となっています。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第25号、26号、27号を原案のとおり可決する。

次に、議案第28号「在外選挙人名簿の登録について」から議案第30号「在外選挙人名簿について」の3議案は関連するため一括議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第28号 在外選挙人名簿の登録について

(説明) 前回(令和5年3月1日)以降に当市宛に男性2名、女性1名、計3名の在外選挙人名簿の登録申請があり、本籍地照会を行い、登録資格を有していますので、本日付で在外選挙人名簿に登録するとともに本籍地及び在外公館へその旨通知します。

議案第29号 在外選挙人名簿の抹消について

(説明) 令和5年3月1日の定例委員会以降に当市宛に国内に住所を有して4カ月経過した抹消対象者は2名であり、本日付で在外選挙人名簿から抹消し、抹消した旨を在外公館及び本籍地あてに通知します。

議案第30号 在外選挙人名簿について

(説明) 前回(令和5年3月登録日)の登録者数は137名で、男性56名、女性81名です。3月からの登録者数は男性2名、女性1名の合計3名であり、抹消者は男性1名、女性1名の合計2名ですので、令和5年6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は138名、内訳は男性57名、女性81名、最終住所地による名簿登録者数は103名、本籍地による名簿登録者数は35名となります。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第28号、29号、30号を原案のとおり可決する。

事務局から報告及び協議事項をお願いします。

○ **事務局**

(報告) ・国立市議会議員選挙の当選及び選挙無効の異議申出の協議について

令和5年5月26日金曜日に異議申出人からの口頭意見陳述を行いました。意見陳述の議事録と証拠書類の提出があったので報告します。

(意見陳述内容を資料に基づき説明)

○ **小田職務代理**

4号証から7号証までは選挙とは関係ない議案か。

○ **事務局**

選挙管理委員会が管轄する範疇ではないが、証拠書類として出してきたものである。

○ **小田職務代理**

2ページの立川市の部分に網掛けが付いているのはどうしてか。

○ **事務局**

本人は口頭意見陳述の場では立川市と言っていましたが、文脈から国立市の間違いだったのではないかとということで網掛けにしています。

○ **矢野委員**

市長が一立候補者を応援するという行為は法律上どうなのか。

○ **事務局**

市長は特別職であり、地位利用による選挙運動に抵触しなければ可能です。判例として選挙推薦などを行うことはできると法務担当にも確認しています。訴えの中にも市長の公務中という文言がありましたが、実際には市長は勤務時間等の規定の適用が無いため、所定の勤務時間はありません。よって、それ自体が必ずしも違法になるわけでもないということも確認しています。市長という選挙で選ばれた人が自分と同じ政治理念を持った候補者を応援することは法律で認められた行動の範囲内ということになります。

ただし、選挙管理委員会にはこの部分について違法かどうかの判断をする立場ではなく、告発権限もないということです。

次に異議申立書について説明をします。

(第21号を資料に基づき説明)

当選人決定についての選挙管理委員会で判断する権限としてはあくまで得票数の算定方法や、住所要件等であり、個々の選挙違反については判断する権限を有していないということが判例にも出ています。

(第22号から24号を資料に基づき説明)

○ **矢野委員**

選挙違反について判断する権限を有するのは警察ということでもいいのか。

○ **事務局**

告発権限を有するのは警察です。警察の方から裁判を経てというかたちになります。

○ **小田職務代理**

第25号と第26号は内容が同じではないか。

○ **事務局**

同じです。出されているので受付をしたということです。

(第25号から第27号を資料に基づき説明)

質疑等ございませんでしょうか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **事務局**

最後に第35号です。こちらは先日の委員会では出していなかったのですが、5月16日に収受いたしましたして、本人から追加で出されたものとなります。

(第35号を資料に基づき説明)

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **事務局**

(報告) それでは、この決定案について委員会の議決を行わなければならないので、6月5日に委員会を開催し決定のうえ告示し申出人に決定書を送付します。公費負担についても、同日の委員会の判断をもって支払い手続きを行いたいと考えています。

・今後の日程について

次回の委員会を先ほど決定しました6月5日に開催いたします。

その次の委員会の開催予定は9月1日(金)午前9時から開催いたします。よろしくお願いいたします。

今後、追加等があった場合は逐次ご連絡します。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

以上で令和5年第3回定例委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和5年9月1日

委員長 関 文 夫

職務代理者 小 田 克 彦

委員 大 橋 康 男

委員 矢 野 き く 子